

## 太田市保育士修学資金貸付制度のご案内

### 1 はじめに

この修学資金貸付制度は、指定保育士養成施設\*1 ～**令和 6 年度**に入学し、現在も修学している方で、かつ、太田市内に住所を有する方を対象に実施するものです。

この制度は、太田市内の保育所、認定こども園等（以下「保育所等」\*2 という）の保育士の人材確保が目的ですので、卒業後、保育士の業務以外の職種に就く予定の方は、この貸付制度を利用することができません。

なお、卒業後、太田市内の保育所等で 5 年間保育士の業務に従事した場合は、修学資金の返還を全額免除します。

#### ※用語解説

\*1 指定保育士養成施設：児童福祉法 18 条の 6 第 1 号に規定する指定保育士養成施設であって、通信制によるものを除く。

\*2 保育所等：(1)児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所  
(2)いわゆる認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園  
(3)児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業所のうち A 型及び B 型、同第 12 項に規定する事業所内保育施設(市の認可施設)

※企業主導型保育施設・幼稚園（認定こども園は除く）は該当しません。

### 2 貸付対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する者

- (1)**令和 6 年度**に入学し、現時点で指定保育士養成施設に在学している方
- (2)養成施設卒業後、速やかに太田市内の保育所等において保育士として勤務する意思を有する方
- (3)太田市内に居住し、太田市内に住民登録がある方
- (4)本人に、市税（市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）や保育料に滞納がないこと。

### 3 貸付額・貸付期間等

貸付の条件	
貸付額	月額 3 万円
利子	無利子
貸付期間	在学する指定保育士養成施設の修学期間で最長 2 年間
連帯保証人	1 名 (独立して生計を営む者。修学生が未成年者である場合は、法定代理人である保護者等とする。ただし、その保護者等に資力がない場合は、別にもう 1 人連帯保証人が必要)
停止	<b>【貸付金の停止事由】</b> (1)休学したとき (2)停学処分を受けたとき
取り消し	<b>【貸付金の取り消し事由】</b> (1)貸付要件に該当しなくなったとき (2)修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき (3)偽り、その他不正な手段により修学資金の貸付を受けたとき
返還	<b>【貸付金の返還事由】</b> (1)貸付期間が満了又は、修学生が卒業したとき (2)修学資金の貸付が取り消されたとき
返還の猶予	<b>【返還金の猶予事由】</b> (1)貸付期間が満了した後も引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき（4 年大学で 1、2 年生時に貸付金を受けた場合を想定） (2)保育士養成施設を卒業し、直ちに太田市内の保育所等に勤務し、引き続き市内の保育所等に保育士として勤務しているとき ※ただし、市内の保育所等を退職し、6 カ月以内に市内の保育所等に保育士として再就職する場合は猶予が継続となります。

<p><b>返還の免除と その他</b></p>	<p><b>【返還の免除事由】</b></p> <p>(1)卒業後、直ちに太田市内の保育所等に保育士等として、5年間1日6時間以上かつ月20日以上勤務したとき（パートタイムで勤務する場合も上記の条件を満たせば該当になります。）  (2)返還の猶予期間中に死亡したとき  (3)卒業後、直ちに太田市内の保育所等に保育士等として勤務し、保育所等に2年間以上勤務し、その後特別な事情で退職したときは、修学資金の一部の返還が免除になる場合があります。  <u>（※ 本人の都合や本人の責による事由により免職されたときなどは非該当）</u></p> <p><b>【返還事由】</b></p> <p>(1)保育士養成施設を退学した場合  (2)保育士養成施設卒業後、直ちに市内の該当施設に保育士として就労しない場合  (3)就労した該当施設を5年間就労せずに退職し、市内の保育所等に再就職する意思がないなど  上記に該当する場合は、貸付をした修学資金を返還していただきます。履行期間までに支払いがされない場合は遅延利息がかかりますのでご注意ください。</p>
------------------------------	---

**4 募集人員 15名（定員を超えた場合は選考となります）**

**5 募集期間 令和6年4月11日(木)から5月13日(月)**

## **6 申込方法**

修学資金の貸付を受けようとする方は、次に掲げる書類を提出してください

### **○申請時必要書類**

- (1) 保育士修学資金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 在学する保育士養成施設の推薦書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### **ア 申し込みの理由・動機**

様式は任意で。400字程度。卒業後に太田市内の保育所等（1ページ用語解説\*2参照）で勤務する意思を必ず示して下さい。

## 7 貸付決定

令和6年8月頃(見込み)に修学資金貸付可否の決定通知書をお送りします。  
貸付決定となった方は、所定の手続きがありますので、併せてご案内します。

## 8 決定後の手続き

貸付が決定したら、次の書類を提出していただきます。

- (1)誓約書（様式第4号）
  - ・連帯保証人の印鑑登録証明書添付
- (2)太田市保育士修学資金貸付請求書

## 9 貸付金の送金 貸付決定となった方には、1年分を8月に送金します。

## 10 その他

貸付期間が終了する前に、貸付を辞退するときや連帯保証人に異動があったときなど、当初の申込内容に異動が生じたときは、速やかに市役所こども課に連絡してください。

## 【Q&A】

- Q. パートタイム保育士でも返還免除の対象となりますか。
- A. 勤務条件として、1日6時間以上かつ月20日以上勤務していれば対象となります。
- Q. 育児休業や病気で休んだ場合は、返還猶予や返還免除の対象となりますか。
- A. 育児休業等で同じ保育所等に在籍していれば継続性での対象となりますが、返還免除勤務期間からは除かれます。
- Q. 市内の保育所等に保育士として2年間以上勤務し、その後特別な事情で退職したときは、修学資金の一部の返還を免除することができるところがあるが、特別な事情とは何か。
- A. 今回の制度の目的は、市内の保育士不足に伴う保育士の確保による潜在的待機児童の解消を図ることです。したがって、市外の保育所や他の仕事をする場合は対象外となります。婚姻等で遠方に居住し、物理的に市内の保育所に通えない状況や病気等やむを得ない事由で退職した場合などを想定しております。

### 1.1 書類の提出先及びお問い合わせ先

太田市役所 福祉こども部 こども課 入園児童係

住所： 太田市浜町2番35号 太田市役所3階北側

電話： 0276-47-1943

FAX： 0276-47-1880

E-mail : 020530@mx.city.ota.gunma.jp

HP : <http://www.city.ota.gunma.jp/>